

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前										
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第14条関係） 個別申請に係る事務処理権限										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第14条関係） 個別申請に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長					地方機関 の長	知事	部長	課長	地方機関 の長	部長		課長
略										略										
畜 産 課	六	家畜伝染 病予防法 （昭和28年 法律第166 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第3条の2 第3項の規定によ る家畜伝染病の発 生の予防及びまん 延の防止のための 措置に係る市町村 長への協力の要請							○									
		2	同法第4条第1 項の規定による届 出伝染病にかかっ た家畜等の届出の 受理															○	家畜保健衛生 所長	
		3	略																	
		4	略																	
		5	略																	
		6	略																	
		7	略																	
		8	同法第5条第1 項の規定による監 視伝染病の発生の 状況等を把握する ための検査を受け るべき旨の命令								○									
		9	同法第5条第3								○									
		7	同法第5条第1 項の規定による監 視伝染病の発生の 状況等を把握する ための検査を受け るべき旨の命令 （一）当該命令を 受ける者が1人 以上の場合 （二）当該命令を 受ける者が10人 以下の場合															○	家畜保健衛生 所長	

項の規定による家畜以外の動物に係る家畜伝染病の発生状況等を把握するための検査											
10 同法第5条第4項の規定による検査の結果の農林水産大臣への報告			○								
11 同法第5条第6項の規定による監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導			○								
12 同法第5条第7項の規定による監視伝染病の発生予防のための農林水産大臣又は関係都道府県知事に対する措置の要請			○								
13 略											
14 同法第7条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査等を受けた家畜に標識を付させる旨の命令									○	家畜保健衛生所長	
15 同法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による家畜の検査等を行った旨の証明書の交付									○	家畜保健衛生所長	
16 同法第9条の規定による家畜の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等を実施すべき旨の命令			○								
17 同法第10条第1項の規定による家畜伝染病にかかった家畜以外の動物がいた場所等の消毒の実施			○								
18 同法第10条第2項の規定による身体又は車両の消毒の要請			○								
19 同法第10条第3項の規定による家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断			○								
20 同法第12条の2の規定による家畜の特定疾病又は監視伝染病の発生の予防のため採った措置についてのその実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報			○								
21 同法第12条の4第1項の規定による飼養衛生管理基準が定められた家									○	家畜保健衛生所長	

8 同法第5条第3項の規定による検査の結果の農林水産大臣への報告			○								
9 同法第5条第5項の規定による監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導									○	家畜保健衛生所長	
10 同法第5条第6項の規定による監視伝染病の発生予防のための農林水産大臣又は関係都道府県知事に対する措置の要請			○								
11 略											
12 同法第7条(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査等を受けた家畜に標識を付させる旨の命令									○	家畜保健衛生所長	
13 同法第8条(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による家畜の検査等を行った旨の証明書の交付									○	家畜保健衛生所長	
14 同法第9条の規定による家畜の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等を実施すべき旨の命令			○								
15 同法第12条の2の規定による家畜の特定疾病又は監視伝染病の発生の予防のため採った措置についてのその実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報			○								

33	同法第17条の規定による家畜の殺処分の命令又は家畜防疫員による家畜の殺処分の実施									<input checked="" type="checkbox"/>										
34	同法第17条の2第5項の規定による指定家畜の殺処分の命令									<input type="checkbox"/>										
35	同法第17条の2第6項の規定による家畜防疫員による指定家畜の殺処分の実施									<input type="checkbox"/>										
36	略																			
37	同法第21条第1項ただし書の規定による患畜又は疑似患畜の死体の焼却等の義務の免除の許可																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
38	同法第21条第7項の規定による焼却又は埋却の措置に係る農林水産大臣及び市町村長への協力の要請									<input type="checkbox"/>										
39	同法第24条ただし書の規定による畜患等の死体を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
40	同法第26条第1項の規定による要消毒倉庫等を消毒すべき旨の命令									<input type="checkbox"/>										
41	同法第26条第3項の規定による要消毒倉庫等の消毒の実施																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
42	同法第26条第5項の規定による消毒設備の設置																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
43	同法第28条の2第2項の規定による消毒設備の設置									<input type="checkbox"/>										
44	同法第28条の2第3項の規定による消毒設備の設置に係る表示									<input type="checkbox"/>										
45	同法第30条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令																		<input checked="" type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
46	略																			
47	略																			
48	略																			
49	略																			
50	略																			

19	同法第7条の規定による家畜の殺処分の命令又は家畜防疫員による家畜の殺処分の実施 (一) 家きんサルモネラ感染症の患畜に係る処分に係るもの (二) (一)以外の処分に係るもの																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
20	略																			
21	同法第21条第1項の規定による患畜又は疑似患畜の死体の焼却等の義務の免除の許可																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
22	同法第24条ただし書の規定による畜患等の死体を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可																		<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
23	同法第30条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令																		<input checked="" type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
24	略																			
25	略																			
26	略																			
27	略																			
28	略																			

51 略									
52 略									
53 同法第50条の規定による動物用生物学的農剤の使用の許可			○						
54 同法第52条第1項の規定による動物所有者等からの報告の聴取			○						
55 略									
56 略									
七 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への協議及び市町村長からの報告の受理			○					
	2 同令第5条第1項の規定による通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報及び市町村長からの報告の受理			○					
略									
略									

29 略									
30 略									
31 同法第50条の規定による動物用生物学的農剤の使用の許可			○						
32 同法第52条の規定による動物所有者等からの報告の聴取							○	家畜保健衛生所長	
33 略									
34 略									
七 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による通行が制限又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理							○	家畜保健衛生所長
略									
略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。